

不幸があったときの手続き

チェック	必要な手続き	手続きのしかた・手続きが必要な方	持参するもの	担当窓口
	戸籍の死亡届	<ul style="list-style-type: none"> ●死亡の日（死亡したことを知った日）から7日以内に出さなければなりません。 ●死亡届の受付時間は、午前8時45分～午後5時15分（土・日・祝日を含む）です。上記以外の時間帯は死亡届をお預かりするのので、火葬許可証の発行ができませんのでご注意ください。 <p>【火葬の取扱い】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●火葬する場所は、山口斎場（手稲区手稲山口308番地 011-691-3636）及び、里塚斎場（清田区里塚506番地 011-883-1561）です。休業日は友引日と元日です。詳細は火葬許可証と一緒にお渡しする「札幌市の火葬場利用のご案内」をご覧ください。 ●死亡後24時間を過ぎなければ火葬することができません（一類・二類・三類感染症で死亡した場合を除く）。 ●火葬許可証は火葬場へ2枚1組で提出してください。火葬場からお返しする1枚は、納骨の際に必要なので大切に保管してください。 	<ul style="list-style-type: none"> ●医師が作成した死亡診断書（死体検案書）の原本 	戸籍住民課 1階⑨番窓口

※以下の手続きは、該当する方のみが必要な手続きになります。該当する場合は忘れずに手続きしましょう。

印鑑登録証の返還	印鑑登録証の交付を受けていた方	●印鑑登録証（カード）	戸籍住民課 1階⑥⑦番窓口
マイナンバー（個人番号）カード、通知カード	カードをお持ちの方が亡くなられても、返還していただく必要はありません。相続などの手続きで、亡くなられた方のマイナンバー（個人番号）の提出を求められる場合がありますので、手続きが済むまでは保管しておいてください。		
国民健康保険の喪失	国民健康保険の加入者が死亡された場合（相続人の届出が必要となる場合があります）	<ul style="list-style-type: none"> ●国民健康保険資格確認書または資格情報のお知らせ ●相続人の銀行口座番号がわかるもの ●後期高齢者医療保険資格確認書 ●相続人の銀行口座番号がわかるもの 	
後期高齢者医療の喪失	後期高齢者医療の被保険者が死亡された場合（相続人の届出が必要です）	<ul style="list-style-type: none"> ●後期高齢者医療保険資格確認書 ●相続人の銀行口座番号がわかるもの 	
介護保険の喪失	65歳以上の方、または40歳以上65歳未満の方で要介護認定を受けていた方が死亡された場合（相続人の届出が必要です）	●介護保険証 ●相続人の銀行口座番号がわかるもの	保険年金課 2階②番窓口
国民健康保険・後期高齢者医療葬祭費の申請	国民健康保険の加入者または後期高齢者医療の被保険者が死亡されたときは、葬祭を行った方（喪主または施主）が手続きして下さい。	<ul style="list-style-type: none"> ●国民健康保険資格確認書または資格情報のお知らせ ●後期高齢者医療資格確認書 ●喪主または施主の氏名が確認できるもの（会葬はがき、葬儀の領収書など） ●喪主または施主の銀行口座番号がわかるもの 	
国民年金（加入されている方）	死亡一時金、遺族基礎年金、寡婦年金の請求ができる場合があります。詳しくは窓口へお問い合わせ下さい。	●年金手帳または基礎年金番号通知書、その他、それぞれ関係書類添付の必要があります。	年金の種類により窓口が異なります
国民年金（受給されている方）	死亡届または未支給年金の請求が必要ですが、受給している年金の種類によって提出先が異なりますので、詳しくは窓口へお問い合わせください（厚生年金・共済年金を受給している方は「その他の手続き」をご参照ください）。	●保険年金課 2階③番窓口 または ●札幌北年金事務所 北区北24番地 TEL 717-4112	
児童手当	手当の受給者が亡くなったときは、受給者の変更が必要になりますので窓口へお問い合わせください。（持参書類は後日提出可）	<ul style="list-style-type: none"> ●新受給者の口座が分かるもの（児童の口座も必要になる場合あり） ●新受給者の健康保険情報が分かるもの 	
児童扶養手当	手当の受給者や対象児童、扶養義務者が亡くなったときは、手続きが必要な場合がありますので窓口へお問い合わせください。	（問い合わせください）	
特別児童扶養手当	手当の受給者や対象児童、扶養義務者が亡くなったときは、手続きが必要な場合がありますので窓口へお問い合わせください。	（問い合わせください）	保健福祉課 1階③番窓口
災害遺児手当の請求	0歳から1.5歳到達後最初の3月31日までのお子様を扶養していた父母等が交通災害、労働災害等特定の事由で亡くなった（重度障がいとなった場合を含む）場合、その後お子様を扶養している方に手当を支給します。詳しくは窓口へご相談ください。	<ul style="list-style-type: none"> ●戸籍全部事項証明（謄本） ●世帯全員の住民票 ●災害にあったことを明らかにする証明書等 	
子ども医療費助成	受給者証を返還してください。	●受給者証	
ひとり親家庭等医療費助成	受給者証を返還してください。	●受給者証	

チェック	必要な手続き	手続きのしかた・手続きが必要な方	持参するもの	担当窓口
	外国人高齢者・障がい者福祉手当の喪失	手当を受給されていた方は、窓口へお問い合わせください。	●死亡診断書の写し	保健福祉課 1階③番窓口
	重度心身障がい者医療費助成の喪失	受給者証を返還してください。また、相続人の手続きが必要な場合があります。	●受給者証 ●相続人の口座が分かるもの	
	心身障害者扶養共済年金・弔慰金の請求	手続き方法、持参するものが異なりますので、詳しくは窓口へお問い合わせください。		
	敬老優待乗車証（敬老バス）の返還	敬老バスを返還してください。	●敬老バス ●預金通帳（相続人名義）	
	障がい者交通費助成の福祉乗車証・福祉タクシー利用券・福祉自動車燃料助成券の返還	福祉乗車証・福祉タクシー利用券・福祉自動車燃料助成券を返還してください。	●各種助成券	保健福祉課 1階②番窓口
	介護保険高額介護サービス費支給口座の変更（介護認定を受けている方）	高額介護サービス費の支給を受けている方は、相続人の口座への変更手続きが必要な場合があります。	●預金通帳（相続人名義） ●相続人の印鑑	
	身体障害者手帳の返還	手帳の交付を受けていた方	●身体障害者手帳	
	療育手帳の返還	手帳の交付を受けていた方	●療育手帳	
	精神障害者保健福祉手帳・自立支援医療受給者証の返納	手帳・受給者証の交付を受けていた方	●精神障害者保健福祉手帳 ●自立支援医療受給者証	保健福祉課 1階①番窓口
	特別障害者・障害児福祉・経過的福祉手当の喪失	未支給金があるときは、申請してください。	●請求者名義の通帳写し	
	特定医療費（指定難病）受給者証・特定疾患医療受給者証・ウイルス性肝炎の受給者証の返納	保健センターで手続きをしてください。	<ul style="list-style-type: none"> ●特定医療費（指定難病）受給者証 ●特定疾患医療受給者証 ●ウイルス性肝炎の受給者証 	
	小児慢性特定疾病医療受給証の返納	受給者証を返還してください。	●小児慢性特定疾病医療受給証	
	母子父子寡婦福祉資金の貸付停止	資金の貸し付けを受けている区の母子・婦人相談員へご連絡ください。		健康・子ども課 （保健センター2階）
	医師・看護師・調理師などの免許証の返納	医師・看護師・調理師などの免許をお持ちの方は返納してください。	●現在お持ちの免許証 ●除籍抄本（謄本）	
	食品営業廃止または承継の届出	食品関係などの営業許可を受けていた方は、営業廃止・承継の手続きをしてください。	●営業許可証 ●戸籍全部事項証明(謄本)※ ●同意書※ ※承継時に必要	
	固定資産税納税義務者の変更（※1）	亡くなった方名義の土地家屋がある場合、相続された方は法務局で相続登記をしてください。相続登記を行えば固定資産税の納税義務者が自動的に変更になります。（不動産の相続については、裏面の「その他の手続き」をご参照ください。）		西部市税事務所 西区琴似3条1丁目 コトニ3・1ビル2階 固定資産税課 （※1・※2） 土地 TEL618-3917 家屋 TEL618-3918
	納税義務の承継（※2）	納税義務のある方が死亡した場合は、その相続人の方が納税義務を承継することになります。亡くなった方のお住まいであった区を管轄する市税事務所に「相続人代表者指定届」を提出してください。後日、相続人代表者の方に納税通知書をお送りいたします。		市民税課（※2） TEL618-3914
	原動機付自転車（125CC以下）・小型特殊自動車の相続	中央市税事務所軽自動車税係へ電話でお問い合わせください。	●運転免許証などの身分証明書 ●標識交付証明書	中央市税事務所 中央区南3条西11丁目 331 中央市税事務所6階 軽自動車税係 TEL 596-6932